



一般社団法人Water'n  
代表理事 奥田 早希子

浄化槽法が改正された。改正したからには、私たちの暮らしや社会に良い変更をもたらすように運用されなければならない。改正の具体的な内容は本特集の他の筆者の寄稿に任せるとして、本稿ではユーザー便益と社会便益の2つを基軸に改正法への期待を述べる。

### 2つの社会的インパクト

改正浄化槽法において「改正」された諸施策を着実に実行するための方策を検討するため、環境省が設置した「浄化槽リノベーション推進検討会」の委員として議論に加わらせていただいた。

筆者が今回の改正で社会に大きなインパクトをもたらすと考える事項は2つある。

### 官の責務がより明確

1つ目は、これまで個人任せであった浄化槽の維持管理において、官の責務がより明確になったことだ。都道府県知事に対し、浄化槽に関する台帳整備の義務が規定された。また、都道府県・市町村は浄化槽管理者や工事業者、清掃業者など関係者による協議会を組織することが推奨されている。

浄化槽処理促進区域の設定

国内には合併・単独合わせ

が可能になり、また、官が維持管理する公共浄化槽という制度も新たに規定された。これら制度のいずれもから「浄化槽の適正な維持管理に官も責任を持つ」という意思と意欲を見て取れる。

### 浄化槽を生活排水処理インフラに

そして、官の責務が明確になればなるほど、放っておけないのが単独処理浄化槽である。風呂や台所などの生活雑排水と、トイレ排水を一緒に処理できるのが合併処理浄化槽であり、現在は「浄化槽」と言えはじめてを指す。

しかし、浄化槽が設置された始めた昭和30年代から50年代にかけては、トイレ排水しか処理できない単独処理浄化槽しかなかった。こちらは当然ながら、公共用水域への汚濁負荷が高い。

# 浄化槽リノベーションで個人も社会もハッピーに

定既存単独処理浄化槽」が新たに規定された。

官の責務をより明確にし、単独処理浄化槽の合併化によって公共用水域の保全に資する。このことほつまり、浄化槽を「個人便益」のみならず「社会便益」にも資する生活排水処理インフラとして位置付けていく。つまりは「下水道と同じ生活排水処理サービスの一翼を担う事業にする」という意思であり、2つ目の社会的インパクトだと筆者はとらえている。

### 維持管理にPPPを単独槽NGの広報を

改正浄化槽法は今後、その理念に基づいて適正に運用されなければ意味がない。浄化槽リノベーション推進検討会に提出した意見書図を基に、改正法への期待、注意すべき点などについてユーザー便益と社会便益という2つの視点で考えてみたいと思う。

まずユーザー便益であるが、法改正で官の責務が増えるからと言って維持管理費が高くなってしまったり、住民としては受け入れがたい。「安い」というのは最も分かりやすい便益だ。民間企業のノウハウを活用するPPP(官民連携)は、設置時のみならずスパンの長い維持管理の効率化に

その効果を発揮する。また、隣の家と比べて不公平を感じる。これは浄化槽の合併化による。浄化槽を下水道と同じ生活排水処理インフラとして位置付けていくのなら、「特定既存単独処理浄化槽と言われなかったから、単独槽でも大丈夫」というミスリード

を招いてはならない。それは「隣の家の単独槽はOKで、うちの単独槽はNG」という不公平につながる。「単独槽はそもそもNGである」という広報が非常に重要になる。また、浄化槽の維持管理費と下水道使用料が違っていたり、維持管理の手間が浄化槽の方が重かったりしては不公平感が募る。浄化槽を下水道と同じ生活排水処理インフラとして位置付けていくのなら、この点への配慮も必要だろう。新たなビジネス創出も

社会便益としては、まず公共用水域の水質保全、衛生的な暮らしの確保である。PPPによる効率的な維持管理は、ここでも有効だろう。

台帳整備においては、清掃事業者などがすでに持っているデータの有効活用などで、社会コストの低減につながる視座も重要だ。また、浄化槽の整備、管理、清掃など、業務ごとに担う会社があり、ゆえにユーザーの連絡先も異なっている。不便である。各業務を包括することで、利便性が増す可能性

は、さらには下水道の維持管理まで含めた生活排水処理の維持管理サービスという新たな市場を生み出せるポテンシャルも感じる。それによってユーザー便益が高まり、社会コストが低減し、さらに地域産業の活性化にもつながる可能性がある。

法改正で「単独槽の合併化」「維持管理の適正化」といった「マイナスをゼロ」にするだけでは面白くない。「マイナスからプラス」を創出するきっかけになることを期待する。

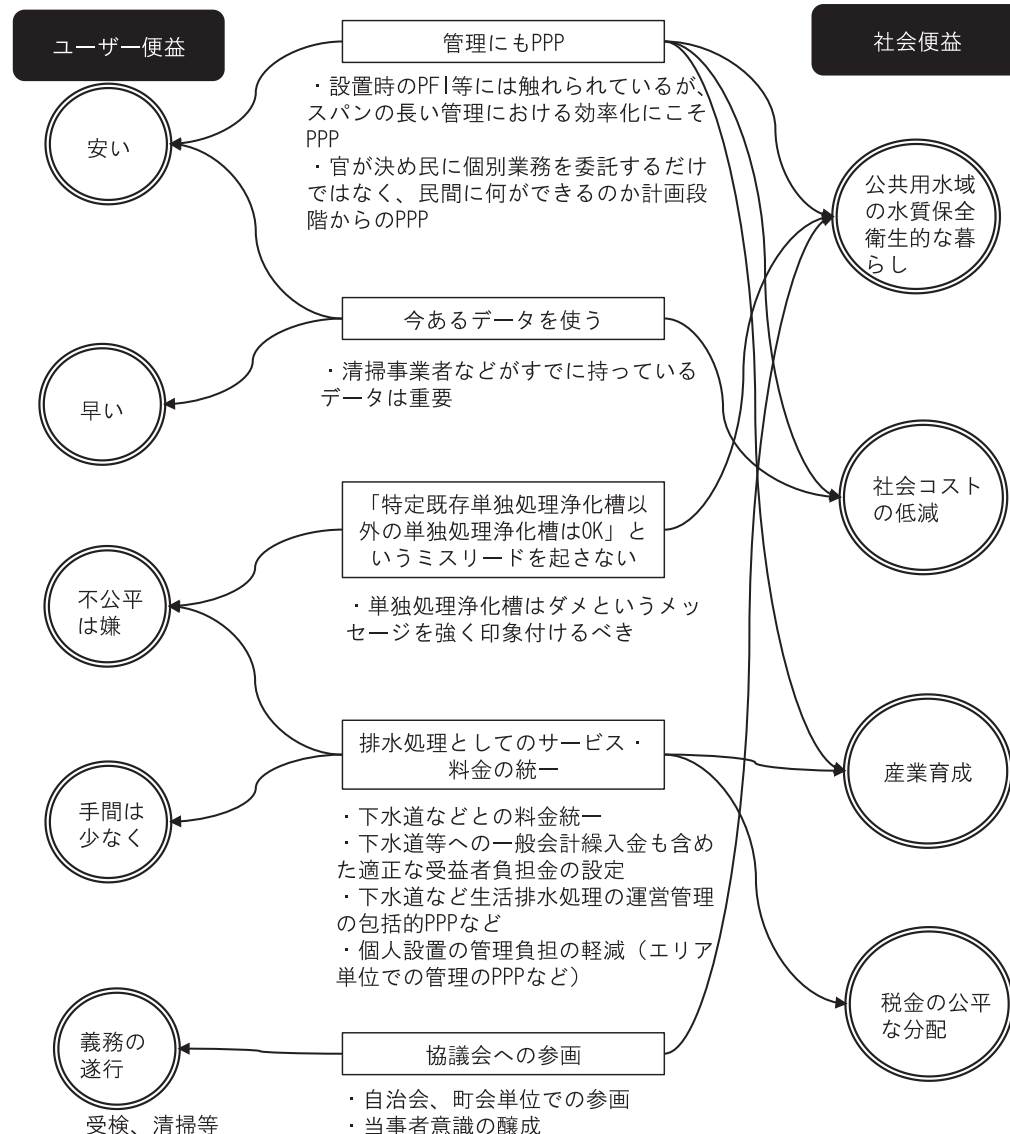


図 改正浄化槽法を運用する上で配慮すべき視点 (筆者作成)